

令和3年4月26日

非常勤講師 各位

常葉大学・常葉大学短期大学部
学長 江藤 秀一

東京都等で緊急事態宣言が出されたことを受けての対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症につきましては、首都圏及び大阪府において感染拡大に歯止めがかからず、政府は4月25日に東京都、大阪府、京都府並びに兵庫県に緊急事態宣言を発出しました。本学では静岡県の実情及び本学の新型コロナ感染抑止の基本方針を踏まえ、以下のように対応いたします。

なお、国や県の方針に応じ、これらの対応を変える場合もあり得ることをご承知おきください。変更が生じた際には、改めてご連絡いたします。

記

1. 期 間 4月26日～5月11日 ただし、緊急事態宣言が解除されない場合は期間を延長する。

2. 緊急事態宣言が発出されている地域からの通勤や同地域への（からの）往来および授業等について

緊急事態宣言発出地域からの通勤および授業については、可能な限りキャンパスへは出勤せず、自宅で勤務してください。授業は可能な限り遠隔授業で行ってください。学生指導については、対面ではなく、メールや電話で行ってください。また、出勤が欠かせない場合には公共交通機関の利用を避け、自家用車等を利用してください。

3. その他のお願い

静岡県は緊急事態宣言が発出された地域ほどの爆発的な感染者の増加こそみられませんが、漸増傾向にあり予断を許さない状況にあります。日頃から行っていただいております「3密を避ける」、「手洗いやマスクを着用する」など、感染防止の徹底に努めるとともに日々の検温等を行い、健康管理に十分にご留意ください。

【本件担当】

大学・短大本部事務局長：河上泰英

TEL：054-297-6120

e-mail：gakuchoshitsu@sz.tokoha-u.ac.jp